

次のとおり職員に対する懲戒処分等を行いましたので、公表します。

八千代市消防本部

1 処分対象者 八千代市中央消防署 20歳代 男性

2 処分内容 懲戒免職

3 処分年月日 令和7年7月11日

4 事実の概要

当該職員は、令和7年1月7日早朝に、市内萱田において、酒酔い運転で物損事故を起こし、警察に報告せずに帰宅した後、出頭し、道路交通法違反（事故不申告）で逮捕され、同年6月11日付けで、千葉県公安委員会から酒酔い運転で運転免許取消処分を受け、同月30日に検察庁から略式起訴をされたとの報道がありました。

本件行為は、法を遵守すべき公務員としての義務を怠り、公務の信用を損なう行為であり、かつ、これによって生じた結果から見ても、地方公務員法第29条第1項第1号（法令等に違反）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するものと認められます。

よって、懲戒として免職の処分に付することとしました。

5 管理監督者の処分

当該職員に係る管理監督者4人につきましても、次のとおり文書訓告の処分を行いました。

- ①教育委員会教育総務課主任主事（本件行為時：消防長）
- ②消防本部次長（総務・予防担当）（本件行為時：消防本部次長（警防・消防署担当））
- ③予防課長（本件行為時：中央消防署長）
- ④消防総務課長（本件行為時：中央消防署 署長代理 八千代台分署分署長兼務）